

岐阜県実業団バレーボール連盟慶弔等に関する内規

(総則)

第1条 この内規は、本連盟役員等の慶弔に関する経費の基準を定めるものである。

(対象者)

第2条 本連盟役員のうち、次のものを対象とする。(以下、「本役員」という。)

- (1) 名誉会長・会長・副会長
- (2) 特別顧問・顧問・参与
- (3) 理事長・副理事長
- (4) 常任理事・理事・監事

2 常任理事会に諮り、上記役員以外の役員も対象とすることが出来る。

(弔意)

第3条 本役員が死亡したときは、香典10,000円と生花及び会長名の弔電をもって弔意を表す。

2 本役員の配偶者、実父母及び実子が死亡したときは、会長名の弔電をもって弔意を表す。

(疾病・傷害)

第4条 本役員の病気療養期間(入院)が4週間以上にわたる場合は、5,000円をもって見舞う。

(改正)

第5条 本内規の改正は、理事会において有効出席者数の2/3以上の賛成を得なければならない。

平成27年4月1日 施行